

地上権存続期間の延長広告

[おかやまの森整備公社広告第30-1号]

土地所有者の所在が不分明な分収造林契約地において、分収造林契約第4条の規定により、地上権の存続期間を次のとおり延長することを広告します。

つきましては、土地所有者又はその他権利関係者からの意見の申し出を求めます。

平成30年7月2日

公益社団法人おかやまの森整備公社理事長

1 分収造林契約地 苫田郡 鏡野町 大町 字 間地口 906番1 地内

2 契約内容

契 約 日 昭和43年8月30日

契 約 期 間 50年間

契約満了日 平成30年8月29日

契 約 面 積 8.18 ha

3 地上権存続期間の延長

分収造林契約書第2条の地上権の存続期間を50年から55年に延長します。

4 土地所有者又はその他権利関係者の意見の申し出先

岡山県津山市二宮1878-1

公益社団法人おかやまの森整備公社

電 話 0868-28-7747